

【刑法】

出題趣旨

本問は、いわゆる具体的事実の錯誤（客体の錯誤，方法（打撃）の錯誤，因果関係の錯誤）における方法（打撃）の錯誤に関する法的処理を問うたものである。

この問題に関しては、具体的符合説と法定的符合説の争いがあり、通説・判例は法定的符合説の立場にある。

しかし、具体的符合説も有力な見解であるため、この点を留意して論理の展開を図ることが望まれる。

また、法定的符合説に立ったとしても、一故意犯説と数故意犯説の争いがあるため、この点に論及されていれば、それは評価の対象となる。